

平成 3 0 年

行財政改革特別委員会会議録

と き 平成 3 0 年 9 月 1 9 日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 平成30年 9月19日 (水) 午後 1時00分～午後 2時23分

場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員	委員長	中塚 亮 君	副委員長	大沢 真一 君
	委員	渡部 茂 君	委員	横山 由香理 君
	委員	高橋 伸明 君	委員	若林 ひろき 君
	委員	この 孝子 君	委員	新妻 さえ子 君
	委員	安藤 たい作 君	委員	石田 ちひろ 君
	委員	木村 けんご 君	委員	松永 よしひろ 君
	委員	須貝 行宏 君		

出席説明員	中山 企画部長	柏原参事(企画調整課長事務取扱)
	品川 財政課長	榎本 総務部長
	米田参事(総務課長事務取扱)	立木 経理課長
	高山 子ども育成課長	二ノ宮児童相談所移管担当課長

○午後1時00分開会

○中塚委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、その他を予定しております。

本日もよろしくお願いたします。

1 特定事件調査

基礎自治体のあり方に関すること

○中塚委員長

初めに、予定表1の特定事件調査を行います。

基礎自治体のあり方に関することのうち児童相談所移管を議題に供します。

本日の進め方でございますが、まず、理事者より、本年7月に実施された福岡市および熊本市児童相談所の視察について概要等をご説明いただき、その後、前回の委員会で視察した足立児童相談所を踏まえ、児童相談所の移管に向けた議論を行えればと考えております。

なお、区では、児童相談所を平成34年度に開設することを目指し、調査・研究などを進めている段階でございますので、ご質疑に関しましては、現時点で回答できる範囲内でお願いたします。また、前段で申し上げました足立児童相談所の視察などもご参考に、ご質問だけでなく児童相談所の移管にかかわる率直なご意見やご要望なども挙げていただければと思います。

それでは、本件につきまして理事者のご説明を願います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

お手元の資料をご覧ください。先ほどご紹介がございましたとおり、本年7月17日、18日の日程で、福岡市と熊本市の児童相談所の視察に行っていました。

まず、自治体としての福岡市、熊本市につきましては、表の上のほうに面積や人口等を記載しておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

では、早速説明に入らせていただきます。まず、福岡市でございます。

福岡市は、こども総合相談センターえがお館となっております。所在地や建物の概要は資料の1番、2番に書いてあるとおりでございます。

沿革でございます。福岡市は、昭和47年に政令指定都市になったということもございまして、政令指定都市の指定に合わせて、昭和47年4月から児童相談所を福岡県から引き継いでやっているという状況でございます。現在の建物の体制になったのが、平成15年5月からでございます。

拝見してきたところの特色が3点ございました。

まず、1点目につきましては、常勤弁護士を配置しているということでございます。こちらは、平成23年度から常勤の弁護士を配置しているということでございます。常勤弁護士職員の採用の効果として、法的問題への対応の迅速化、業務の適正化、職員の法的意識および専門性の向上が挙げられております。

続きまして、2点目でございます。こちらは、教育委員会の組織であります教育相談課が児童相談所組織にも位置づけられているという特色でございます。こちらは、同じ執務室の一角に常駐しているということで、ケースワークにおける教育との連携が推進されているということで、かなりほかの自治体

では聞いたことがないような事例でございます。

それから、3番目は警察との関係でございます。同じ建物の中に、福岡県警察本部少年課の福岡少年サポートセンターという窓口が設置されております。主に非行相談に関する連携を推進しておりますが、場合によっては、こちらのセンターが窓口になりまして、市内を管轄している各警察署との窓口にもなってくれて、日常的にも相談に乗ってもらっているというところでございます。

続きまして、一時保護所でございます。一時保護所につきまして、福岡市では2つの形態を用意しているということです。

まず、集団生活ができる子どもとそうでない子どもに分かれてそれぞれスペースを用意しているということです。全体で40人なのですけれども、集団生活の難しい子どもや高校生など、少人数で個別的なケアを行う必要がある場合には、定員10名の「ほっとる一む」というところを別に用意しているということになってございます。

続きまして、熊本市でございます。こちらも所在地と建物の概要は資料に記載のとおりでございます。

沿革は、以前の委員会でもご説明申し上げましたとおり、平成22年4月に、まず児童相談所設置市として児童相談所を設置いたしました。その後、平成24年4月に政令指定都市に移行したというところでございます。

こちらの特色といたしましては、特に2点ございます。

1点目の子どもに関する総合的・専門的な相談支援の拠点としての位置づけということでございます。こちらにも、同じ庁舎の中に児童相談所、障がい者福祉相談所と教育相談室が併設されております。この建物の隣に、子ども発達支援センター、子ども・若者総合相談センター等がございまして、大変近い距離で連携ができていたところが、よろしいのではないかとということでございます。

続きまして、(2)の他機関との人的交流でございます。こちらは、福岡市と違いまして、現役の警察官が職員として出向してきて働いているということです。それは、熊本市が児童相談所を設置した後も、実は熊本県と人事交流を進めておりまして、大体2年ごとに1人ずつ、相互理解を目的とした人事交流を実施しているという状況でございました。

こちらの熊本市の一時保護所につきましては、定員は20名ということになっております。

2つの児童相談所では、それぞれの関係者の皆様と意見交換をさせていただきまして、考察といたしましては2点ございます。

1点目でございます。特に福岡市は45年近く児童相談所を運営しているにもかかわらず、まだスーパーバイザーといわれる指導役職員の確保・育成や組織における知識・経験の蓄積が課題となっているということは、どちらの児童相談所の職員の方からも話を伺いました。私ども品川区で実施する場合でも、やはり専門職のキャリアパスの確保、それから、ジョブローテーションの実施による計画的な人材の確保・育成が必要ではないかということを痛感した次第でございます。

2点目につきましては、児童相談所と他機関との役割分担でございます。両市とも現在は政令指定都市でございますので、いわゆる行政区がございまして、児童相談所のほかに各行政区にも子ども家庭相談担当課がございまして、そちらとの役割分担の関係で、児童相談所があるから虐待の関係等は全て児童相談所がやるというのではなくて、区役所でできるものは区役所に対応をお願いするというので、ケースの軽重などによって役割を分担してやってございました。私ども品川区においても、児童相談所を設置した暁には、児童相談所に業務が集中しないような体制を検討していく必要があるのではないかとということでございます。

○中塚委員長

説明が終わりました。それでは、本件に関しまして、ご質疑等ありましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

2カ所視察された考察ということで、計画的な人材の確保・育成と、児童相談所と他機関との役割分担の2点が主に挙げられているのですが、もう少しほかにあれば伺いたい。

あと、(1)、(2)の人材の確保・育成、また役割分担は品川区でも必須だということなのですが、品川区はどれぐらいからこれを始めることができるのか。要は、事前に必要なのか、開設してからかということ。多分事前に開設に向けてやっていくことだと思うのですが、今からもうやられているのか。

それから、児童相談所と他機関との役割分担というのは、具体的にはどのような形なのか、イメージできるようにご説明いただけたらと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

3点お尋ねいただきました。

まず、視察後の考察で、ほかに何かあるかということなのですが、率直に申し上げれば全てです。実際、私どもはその業務をやっているわけではないので、多分どの自治体も手探りでやっている部分が少なからずあると思われる。特に熊本市は設置時期が比較的浅いところではあるのですが、やはり同じように人材の確保が一番難しい。即席で養成できるものではないということで、かなり時間等を要するところです。

2点目のお尋ねにも関係するのですが、こちらは準備段階から運営を行う間はずっと人材の確保・養成をし続けなければならない。当然、職員の人事異動を全くしないということは現実的ではございませんので、ある程度いろいろな経験を積んだ上で、例えば児童相談所を出たとしても、また戻ってきてもらうといったローテーションの可能性もあります。そういったことでずっと回していかなければいけないということになります。

3点目の役割分担のイメージについてですが、話があったのは、例えば子どもの安全確認です。今でも虐待通告があった場合には、48時間以内に何らかの形で子どもの安全を確認するということになっておりますが、それを児童相談所がやるのか、それとも区役所がやるのかというところで、全て児童相談所の人間がやらなければいけないかどうかというところが、一番わかりやすい事例であると。これは、通常でも、場合によっては、所属がある子どもの場合、保育園の先生や幼稚園の先生や学校の先生に安全確認をお願いする場合があります。例えば未就学でどこにも所属がない子どもであれば、行政が直接ということになりますので、そういった場合に児童相談所の人間が行くのか、もしくは区役所の人間が行くのか、それとも、さらに誰かお願いされた人が行くのか、いろいろ役割分担があるということでございます。

○石田（ち）委員

人材確保・育成の部分は、開設前から開設後もずっとやっていかなければいけない。それで、開設前にどれぐらいからという、ここからというのではないと思うのですが、人材確保も含めてなのですが、どんな準備をどのようにするか、少し具体的に伺いたいです。

それと、一時保護所が両市ともにあるということで、市内の児童を市内で受け入れていると思われま。前回の委員会でも足立区の児童相談所の視察に行ったときに、ここにいるとわかってしまう。そのわからないような工夫、対応がされていたのか。

それと、同じ学校の子を同じ一時保護所に入れれないという説明もあったのですが、その対応はどうされていたのか。

あと、児童相談所は0歳から17歳が対象だと思うのですが、両市はどういう年齢配分になるのでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

まず、3点お尋ねいただいたうちの1点目のどんな準備かということでございます。昨年度から東京都をはじめ、実際に児童相談所に職員を派遣して、いわゆるOJTという形で、今、現にやっていることを直接身につけてもらうということが1つです。それに加えて、既存の業務を行いながらになるのですけれども、専門研修を受講したりということが基本的な流れになっております。また、それをどこまで上げられるかというのもあるのですが、ベースは、本当に今動いている制度を身につけてもらうということが大事なことでございます。

2点目の保護所の秘匿性のお尋ねだったと思います。ご指摘がありましたとおり、親御さんの意に反して一時保護した場合には、当然区でやる場合には、基本は区の保護所に入ることになるかと思っておりますので、そこはこれから建物の設計もそうなのですが、不法に侵入されないような設備にしなければいけないというのは十分認識しております。親御さんだからといって、必ずしも自由に子どもに会えるわけではないということを踏まえて対応していこうとしております。

3点目は、一時保護所の運営内容についてのお尋ねだったと思います。足立児童相談所でも話があったとおり、同じ学校の子どもは別々の一時保護所に行く、それは多分私どもがやった場合でも同じようなことは考えないといけない。その場合は、ほかの区の一時的保護所であったり、もしくは場合によっては東京都の一時的保護所に相談することがあるかと思っております。それは、非行の子どもを保護した場合に、やはり同じ場所に置いておくことはできない。場合によっては、地域に置いておくところがない子どもがいるということで、その地域から遠くなってしまうのですが、東京都の一時的保護所にもお願いすることも十分あるわけです。

その点につきましては、特別区と東京都で、いわゆる広域調整の相談に関して、協議をしております。

もう一点、年齢配分でございます。児童福祉法では、0歳から17歳までという形になっておりますが、現実的に一時保護所で0歳から2歳の子どもさんを預かるというのは難しい。一般的に何が行われるかという、いわゆる乳児院か、もしくは里親を探して預かっていただけないかという相談をすることになります。

○石田（ち）委員

今、視察されてきた2カ所の一時的保護所ではどのように対応されていたのかというのを伺ったので、あらためてご答弁をお願いします。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

そこについての直接的な質疑はなかったのですが、中を見ている限り、0歳から2歳の子ども、また車椅子が必要な子どもの設備はあったのですが、中で視察させていただいた限りでは、そういったお子さんは実際にはいらっしゃらなかったという状況でございます。

○中塚委員長

ほかにかがでしょうか。

○須貝委員

前回、足立児童相談所を視察に行って、さまざまなお話をお伺いいたしました。その中で、今回、7

月17日、18日と福岡市、熊本市の児童相談所に視察に行かれたということで、着々と品川区でも設置に向けて進んでいると思うのです。そのとき、足立児童相談所の責任者の方も言っていました、虐待などの案件が発生したときに、親から子どもたちの身を守るためには、あまり狭い地域では守り切れないのではないか。要は、品川区は面積が狭い地域ですから、親でも親族でも、子どもがどこに入っているか探そうと思えば、一時保護施設のどこに入っているということを探し得ることは比較的可能です。秘匿性などを考えると、やはり近隣の区との連携を考えていかないと難しいのではないですかという話を担当の方がおっしゃっていました。その辺について、実際にどのようにお考えなのか。今回視察してきた現状も踏まえて少しお聞きしたい。

それから、人材の育成の話がありました。児童相談所は実際、医者、弁護士、裁判所もちろんそうですが、さまざまな方が介入してくるような問題を抱えていると思うのです。そうすると、人材の育成ということをごく話してくれましたけれども、例えば児童相談所の職員が5年で別の事業部に行ってしまうということをされてしまうと、いろいろ専門的な知識を持っているものが無駄になる。だから、できるだけ固定化したほうが良いというお話でした。その辺についてどうのご見解をお持ちなのか。

さらに、一時保護施設のところで、児童相談所に保護者の方が来て、「子どもを返せ。あなた方は自分の子どもを育てたこともなくせに、産んだこともなくせに」というすごいバッシングを職員の方に浴びせる。また、けんか腰で迫られる。そういうことを受ける職員がいらっしゃるということで、カメラが相談室についていました。そうすると、職員の知識もそうですが、相当腹が据わっているというか、そういう方を選んでいかないと難しいのではないかと思います。その辺もお聞かせください。

今、品川区でも、ある部署では、そういうふうに区民の一部の方からいろいろ言われて相当参っている。苦情に対して相当参っている職員の方が、大勢とは言いませんが、いらっしゃるように聞いています。その中で、そういう人材を選ぶというのはいくらもことなかなかなと思ったので、その辺の構想もお聞かせください。

あと、これから品川区は子どもたちのために児童相談所をやっていくということでスタートしているわけです。本当に場所もそうですし、施設もきちんとつくらなければいけないし、広さもそうですけれども、やはり人員の確保です。それから、今言った安全性、防犯の問題も考えなければいけない。そういうことをクリアしていかないといけないわけですから、いろいろな意味で大丈夫なのかと、私はすごく心配するのです。職員の方、それから地域性、何しろ隣の区には、ほんの数分もすれば行けてしまう。その中で品川区というのは本当に狭い地域なので、そういう場所もきちんと確保できるのか。それから、人数も相当いなければいけないのではないかと。

先ほど、ほかのいろいろな事業部などとも連携して役割分担とおっしゃっていましたが、少なくとも足立児童相談所の責任者の方は、分担というより、基本的に我々でやっていかなければいけないのだということをごく明確に言っていました。品川区も、やるなら腹を据えてというか、やらなければいけない。人数も投入しなければいけない。その辺の決意も、どこまであるのか。平成34年からスタートと出ていますけれども、大丈夫なのか。やはりそこは柔軟に考えられているのか。その辺について、今回の視察を踏まえてお聞かせください。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

4点お尋ねされたと思います。

まず、1点目は、いわゆる区の面積との兼ね合いでございます。足立児童相談所の所長の指摘は、従

前から東京都の方で、もともと児童福祉法では、いわゆる広域行政として都道府県に児童相談所の設置の規定があったというところから来ているものだと思います。確かに都側の指摘のとおり、品川区は約23kmのところ、すぐ特定されるのではないかと。そこは、ある程度特定されるというのは、間違いないところです。

ただ、基本的に保護する子どもであっても、当然普通に家庭復帰する子どももいれば、先ほど、石田ちひろ委員からご指摘があったとおり、例えば非行や同じ学校だといった場合には、そもそもその一時保護所にいないということも十分あり得るので、そこは東京都なり、近隣の児童相談所を設置している区と連携する。そこは、多分お互いの悩みで、品川区よりもう少し小さい区もあれば、もっと小さい区もありますので、そこは多分お互いに協力をし合っていくのかなというところでございます。

2点目の職員の専門性と固定化というところは、ご指摘のとおり非常に悩ましい問題で、組織としてはいろいろな経験がある人に来ていただいたほうがいい場合もございます。例えば児童福祉だけではなくて生活保護や生活困窮者自立支援制度などに詳しい職員がいれば、それはそれでいろいろなケースに対応できることもあります。確かにそこはなかなか難しいところです。そういったものも含めて全体的に、先ほど申しあげましたジョブローテーションといった形がとればいいのかと思います。逆に長く固定された人が何らかの形で職場を去った場合に、一気に穴があいてしまうので、それは組織としてはあまり好ましくないことになるかと思えます。一般論として申し上げれば、できれば常に回りながら動いているというのがいいのかと考えております。

それから、3点目の職員のメンタルに関してのございます。これは、この仕事でございますと、当然親の意に反して保護するなり、措置をするということになれば、電話や面接等のやりとりで厳しい言葉を受ける。場合によっては、訴訟に発展する場合があります。その件に関しては、なかなか厳しい職場ということで、これは東京都も同じようなことで、地域の人とそういう関係になってしまうのはなかなか厳しいのではないかと。ただ、東京都は、全然違う地域に行っても同じ児童相談所の仕事ができ、そういった人間関係を1回リセットすることができるかと考えている。それは、確かにそのとおりの部分もあるかと思えます。これは、区として、区の子どもたちは区で守るという意思決定をした時点で、区職員に課せられたことです。

ただ、あまりにも理不尽な、たしか足立児童相談所の担当者のエピソードであった、担当のケースワーカーを捕まえて、「おまえの家はどこかわかっているぞ」といったことは、さすがにまた違う意味で対応しなければいけないことなのだろうかと当然認識しております。

最後に、4点目です。一言で言うと、平成34年4月の開設は間に合うのかというお尋ねでございます。こちらは、そのつもりでやっております。他方で、荒川区、江戸川区、世田谷区いわゆる先行3区というところは、東京都の協議が終わったという情報もまだ入っていないので、それがどうなるかによって、結局この件に関しましては、東京都が同意をしない限りは、国から品川区を児童相談所の設置区として指定してくれという手続が進まない状況になっておりますので、そういった対外的な部分はあろうかと思えます。

また、7月の関係閣僚会議でいろいろ配置基準等のさらなる引き上げ等を要求されていたりするほか、その中でも、先ほどから話があります、いわゆる児童相談所の中の介入と支援の役割。一見、矛盾する役割を担う組織になるので、その仕事のあり方をどうするかというのも、今年度中に国が結論を出すと言っている部分もあります。そういったさまざまな状況を見ながら、引き続き準備を進めてまいりたいと考えております。

○須貝委員

本当にさまざまな問題があって、職員の方、品川区全体、品川区役所を心配する気持ちがすごく大きくなって、本当にこれを受けていいのかという心配さえ、まだ東京都も手放すとは言っていないし、補助金がきちんと出ますという話もない。ですから、本当に今、こうやっっているいろいろ視察をしながら、いろいろなところを回りながら、また職員を派遣しながら、どんどん勉強されていると思うのですが、本当に慎重に進めていただきたいと思います。期限は期限としても、さまざまな問題を抱えていると思います。でも、それより、つくった後の問題のほうがすごく大きいと思うので、その辺は上の偉い人にも慎重に進めるように言ってください。お願いします。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○こんの委員

先ほどは視察のご報告ありがとうございました。その中から数点お伺いしたいのです。

まず、視察をされた後の福岡市の特色の中に、(1)常勤弁護士の配置というお話がありました。私も、これは非常に大事な機能であると思います。職員の方がリスクのあるお宅を訪問したい。でも、そこに踏み込むことができない。この判断をどうしたらいいか。すぐにその判断を仰げるのが弁護士で、法的な観点から対応ができる。そうしたものが非常に重要であることから、非常勤よりは常勤というのは、非常に特色であると思います。

まず、この点を、品川区に置きかえた場合は、どのようにお考えになっていくのか。そのお考えをお伺いしたい。

それと合わせてお伺いしたいのが、他課との連携というところで、考察でもおっしゃっておりますけれども、他課との連携は、それぞれの分野を活かしつつというのが大事であろうと思うのです。福岡市は教育相談課も入り、そして、警察の方も入り、また子ども総合相談センターですから、多分子ども家庭支援センターの機能も組み込まれていると思います。

一方で、熊本市の場合はそうではなく、同じ建屋の中にその機能を有している。いわゆる同じフロアに必要な機能が一緒にある福岡市の事例と、熊本市のように同じ建屋の中にはいるけれども同じフロアではないという事例で、どちらがいいのかは、機能的にそれぞれの分野が必要なきに力を発揮して、お子さんを安全に確保し、未然に防ぐ、そうした必要な動きをしなければいけないわけですが、1つには、いつも同じフロアで同じように顔を合わせながら他課との連携ができる福岡市の事例は非常にいいかなと思います。

でも一方で、例えば品川区の子ども家庭支援センターのように別棟にある。こうしたところとの連携というのは、あれはあれで一人親家庭の寮もありますので、あそこの機能は残しておいたほうがいいという思いも私はあります。そうしたときにどちらがいいかというのは、ここではなかなか結論が出ないと思いますが、品川区としての方向性は、今の段階でどのようなこととお考えなのか。まずは、この2点をお願いします。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

2点お尋ねいただきました。

まずは、弁護士資格を有する職員の配置につきまして、これは委員ご指摘のとおり、かなりいいのではないかと。福岡市の場合は、平成23年度から常勤弁護士ということで、こちらは任期付の職員として採用した。その後、平成28年から期間の定めのない職員としてそのままいてもらうということで、こ

ういったことに関与してくれる弁護士、かつ職員として働いてくれるという方が実際にあらわれたのは、非常にうらやましいと申し上げるか、これはほかの自治体ではまだまだということも聞いておりますので、そういった方が私どもが実施する場合でも来てくれたらいいなというところは、本当に心から思っているところであります。

あともう一つ、関係機関との連携でございます。これも委員ご指摘のとおり、どちらがいいかというのは、まさに例でお話しされていたとおりで、現在ですと、子ども家庭支援センターは本庁舎の中にもございますので、そこに来た相談者を生活福祉課や子ども家庭支援課とペアで関係窓口をすぐにご紹介できるというメリットは確かにあります。

今回建設予定地の場所ですと、やはり庁舎からは遠い。品川保健センターが近いという部分はございますが、いわゆる本庁舎の部局とは、すぐに直接行けるというわけでもなくなってしまいますので、今の時点でどちらがいいのかは、正直悩みどころでありまして、今の時点では明確な答えを持ち合わせていないという状況でございます。

○こんの委員

福岡市の常勤弁護士は、たしか市の職員の課長が既に弁護士の資格を持っていたのではなかったかと記憶している。たしか、既に弁護士資格を持っていた方がそのまま常勤となった。ごめんなさい。間違えていたらご指摘ください。いずれにしても、今ご説明いただいたように、常勤弁護士の配置は、ぜひ品川区としても考えていっていただきたいと私は思っております。

他課との連携については、確かに悩ましいところです。そうすると、ハード面の話にいきいたいと思うのですが、今度建てられる延床面積にも関係してくると思うのですが、いわゆるその建屋の中にどういった形で一緒に入れていくように建てるのか。それとも、別々で連携をとっていくように建てるのか。福岡市のいわゆる職員の執務室は、全部ワンフロアでつい立てもなく、皆様連携がとれるように、すぐに職員の方が相談できるようなフロアになっているのです。品川区のハード面では、そこまでの平米数がとれるのかどうかというところもあると思うので、その辺の状況を教えてください。

あわせて、福岡市のほうは、相談室がまことに細かく丁寧に年齢別につくられていらっしゃいます。これは、相談の年齢に応じた部屋の大きさと、そこに用意されている遊具といったものが非常に充実しているお部屋で、その対象のお子さんの年齢、家庭に応じてできるような体制になっておりました。その辺は、品川区としてどのような相談室にされるのか。また、相談室のほかに、療育の部分での部屋などはどのように考えていらっしゃるのか、あわせて教えてください。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

3点お尋ねいただきました。

まず、1点目の弁護士職員の採用の件につきましては、県の弁護士会に推薦していただいた方を児童相談所長等で面接をして実際に決めたと聞いております。

あと、現在の建設予定地の建物の中にどこまで入るのかということなのですが、資料にございますとおり、福岡市は延床面積が1万2,000㎡を超える非常に大きな建物になっております。実際、こちらの住所の中央区地行浜というところは、ほぼ海辺のほうで、つくったときにはそれ相応に土地があって、実は隣に特別支援学級等もございますので、かなり大規模な施設で、延べ床面積を広くすることができるという前提で設計されたものではないかと思えます。

他方で、私どもにしてみますと、なかなかこの面積を区内で実際に確保するのは、正直現実的ではないということもございます。当然ご指摘がありましたように、おのずと入る人員数には限りが出てきて

しますので、そこはできるだけ機能と連携を総合的に加味しつつ設計を行いたいなと思っております。

3点目の建物の中のしつらえということでございます。まず、目の前を山手通りが通っていることもありますので、相談室はできるだけ静かで落ちついて話せる場所、例えばあまり大きな物音がすると、子どもの検査などにも影響してしまいますので、そこは、まず基本相談支援の業務を行うにあたり、誰にも聞かれない静かな相談室というのは、それなりに用意する必要があると思っています。

ご指摘がありました遊具等も、特に子どもは後発になりますので、先発の自治体にいろいろアドバイスをもらいながら、それは後から始めるところの強みと申しますか、既に指摘されているようなことはできるだけ解決を図った上で事業に乗り出すことができたらいいなと思っております。

○こんの委員

スペースが限られるのは、私も理解いたします。どれだけハード面が先なのか、機能が先なのか。ハード面に限界があるから、これしかできないよとなってしまうと、それは違うと思います。だけど、ハード面に限りがあるから、やはり人員やしつらえもおおのずと限られてしまう。そうすると、本当はここまでの機能にしたかったけれどもこれしかできなかつたみたいなことになってしまってもいけないので、その点は非常に悩ましい点だと思います。どうか機能とハード面と両面からこのことは進めていただきたいと思います。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○松永委員

ご説明ありがとうございます。先ほど、こんの委員からも質問があったのですけれども、常勤弁護士に任期が決められているということなのですが、大体どのくらいなのか。

次に、ハード面なのですけれども、足立児童相談所を見学させていただいた中で、天候や節電の関係かもしれないのですが、明かりが少なく暗い雰囲気であったなと感じました。今回の視察の中で、福岡市、熊本市の児童相談所について、どのような雰囲気を感じ取れたのか。

あと、足立児童相談所には校庭があったのですけれども、熊本市や福岡市にはそうした場所があったのか。なければ、子どもたちはどのように遊んでいるのか。その取組みについてお知らせください。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

全体として3点お尋ねいただいたと思います。

まず、常勤弁護士につきましては、当初は5年の任期付ということでやっていたのを、平成28年度から任期なし、いわゆる期間の定めのない職員に転換したということになっております。

それから、足立児童相談所の全体のハードのしつらえというお尋ねでございます。確かに私も視察に同行させていただいて、非常に古く、全体的にフロアを含めて、正直なかなか厳しいなど。多分そのようなこともあって、足立児童相談所の所長からも話のあった、足立区長が、建て直すときは区立公園を貸し出すということを言われてしまうようなことなのかと思います。

特に、一時保護所につきましては、子どもたちが24時間365日生活する場所にもなりますので、そこは居心地がいいとか、そういう問題ではないのですけれども、例えば朝はちゃんと日が入ってくる中でご飯を食べられるようにということは、子どもの情操という面でもとても大事だと思っておりますので、そういった面はフォローして設計する所存でございます。

それから、熊本市、福岡市の取組みです。

まず、福岡市につきましては、全体的に特徴的な建物で、全体的に広く、延床面積も1万2,000㎡を超えていますので、とにかく広いつくりになっているというところは、正直土地が確保できたのでこういうものができたのかなというところがあります。

ただ、ご質問のありました庭は、たしかなかったと思うのです。そのかわり、室内で遊べるスペースはそれなりに用意され、天井も結構高い遊び場があったりします。

福岡市も、たしかバスケットコートの手前ぐらいの体育館などを用意したり、そういったことで工夫しながら子どもを保護しているというところでもございました。

○松永委員

やはり外で遊べる環境というのは、子どもたちにとってはとても大事ではないかなと思います。例えば場所がなければ、安全を考慮して、屋上等に柵をつくって、外から見えないような感じで、今後建物を建設するにあたっては、そうした場所の確保は必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

足立児童相談所の視察を行いまして、改めて虐待などの相談件数の増加の状況や、その中で、人権侵害の深刻な実態などに思いをはせましたし、また、親の孤立や貧困など、このあたりの背景を含めて、深刻さを改めて実感いたしました。

一時保護所を備える児童相談所を品川区が設置するという意味はとても大きなものがあると思います。そもそも東京都の児童相談所の数も全国の半分の水準になってしまっているということもあります。ただ、同時に子どもの命と人権や健全な成長を保障する施設として、その役割を発揮するということには、大変大きな責任が伴うなということも実感いたしました。

まず、児童虐待をゼロにしていくには何が必要なのか、お考えをお聞かせいただきたいなと思います。

共産党としましては、児童虐待ゼロに向けて、早期発見や早期対応の促進、相談支援体制の強化や社会的養育の拡充とともに、子育て家庭の孤立と貧困の打開をはじめとした予防対策など、かなり総合的な対策を進めることが必要だと考えるのです。児童虐待をゼロにするには何が必要なのか、区のお考えをお伺いしたいと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

大体思いつくような話は既に委員から先にご指摘をいただいていた部分で、まずは発生を予防するというところで、それは区が児童相談所をやるということにも多少つながっている部分で、妊娠の段階、母子保健の段階から、地域に住んでいる方であれば区が関与するということもございまして。

以前、目黒区で悲しい事件がありました。転居されてくる方というのは、いつどこから転居されてくるかもわからないので、まずは区内在住の方からしっかりと区に持っていくということが1つ大事なのかなと。その上で、発生予防というか、深刻化させないように、国でも189、「いち早く」という相談ダイヤルを設けましたり、区でも見守りのネットワークというものをやっておりますので、そういったものを使って、できるだけ早くキャッチする。必要に応じて家庭訪問をさせていただくということをやった上で、今行っている区の子育て支援事業等につなげていくということが大事なのかなと思っております。そういったことを地道にずっと続けていくということがまずは大事なのかなと思っております。

○安藤委員

児童相談所の開設に向けて、1つ、この児童相談所が鍵になってくるわけなのです。現在検討してい

る体制と考え方を伺いたいのです。ソーシャルワーカーである児童福祉司の体制について、厚生労働省が国会で1人あたりの担当件数の理想は20件から30件と答弁しています。一方で、都の児童福祉司1人あたりの虐待相談件数は、2016年で56件になっているのです。また、児童福祉司の経験年数も浅く、3年以下が6割を超えているという実態があります。児童福祉司の確保と専門性の向上が急務だし、大事なところだと思うのですけれども、品川区としては、児童福祉司の担当件数は何件がよいと考えているのか伺います。

また、児童福祉司の配置人数ですけれども、国の法令で4万人に1人を基本にして、虐待相談対応件数に応じて上乘せするというようになっております。区設置の児童相談所における児童福祉司の体制は、何人配置を目指しておられるのか伺います。

さらに、専門性や経験を積むためには、やはり時間がかかりますので、開設前に計画的に都の児童相談所に、区の児童福祉司の資格を持っている方が研修に行くという計画を持って進めるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

3点お尋ねをいただきました。まず1点目の児童福祉司の体制の件でございますが、実は、先月末に行われた全国会議におきまして、厚生労働省は3万人に1人に引き上げていくようなことを言っております。

それと、7月の閣僚会議のときに、児童福祉司については虐待だけではなくて、例えば障害相談等も含めて1人あたり40ケースとするように考える。これは、まだ具体的な人数の算出の仕方は示されておりませんので、恐らく年末以降に出てくるかなと思いますが、かなり制度が動いているというので、多分また何年かたてば、場合によってはさらに強化され、配置基準が引き上がる可能性は十分にあり得ると思っております。今の時点で何人が十分なのかというのは、正直なかなかわかりにくいところでございます。

2点目は、今の部分とつながっておりまして、何件のケースを持つことが適正の範囲なのかということなのですが、これはなかなか難しく、1件でも非常に重いケースがございます。先ほど来、ご指摘がある、例えば法的対応が必要なケースもあれば、親御さんも子どもも非常に安定していて、あまり日常的に手をとられない業務もあろうかと思えます。なかなか何件なら適切ということはないのですけれども、国として全体で40件ぐらいが適切ではないかということが示されておりますので、それが1つの目安になるのかなと考えております。

最後、児童福祉司の経験でございます。過去の委員会でもご説明申し上げました。昨年度から東京都、それから今年度は横浜市にも職員を派遣しておりまして、できるだけ多くの職員に児童相談所がどういったことをやっているかというのを現場で学んでもらうことをやっております。これからも引き続きやってまいりたいと考えております。中身については、委員ご指摘のとおりで、専門性の確保が重要でございます。

○安藤委員

国の基準もさらに動いているということではありますが、そうした基準は最低限踏まえていくような人員配置が必要だと思います。

総務省では、2010年に全国的規模で複数の機関を対象に現場の生の声を把握する初の調査を行いまして、その目的を児童虐待対応を行う現場の職員が疲弊しているとされている中で、その負担感や意見等を把握するためと述べています。この調査では、施設に入所した児童や継続的に援助が必要な保護

者にきめ細やかなケアを行う時間がないと答える児童福祉司の方が88.2%ということで、国に求められる今後の取組みについても、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員がトップということで、72.1%でした。現場の方々が疲弊しているという話を足立児童相談所でも聞きましたけれども、やはり現場の方々が求める水準にふさわしい人員配置を求めたいと思います。

視察先でも、大変な仕事で専門性が必要で、3年から5年勤めて初めて一人前だ。メンタルの問題を抱え、バーンアウトする人も少なくないというお話も伺いました。深刻なケースも増えているので、ますます専門性が求められているということだと思いますけれども、児童福祉司の確保と育成、研修を進めるために、先ほども言いましたけれども、今から開設に向けた具体的な計画を立てることが必要だと思います。

もう一つ、児童心理司についてです。厚生労働省が2008年にまとめた報告書では、児童福祉司と同数を目指して配置すべきとありますけれども、児童心理司の配置の考え方を伺いたいと思います。私は同数を目指すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

またあわせて、一時保護所の話です。今、一時保護所の設置運営基準が定められておりません。児童養護施設に準じるとされています。しかし、一時保護所というのは、医療で言えば緊急病棟のようなものと言われておりますので、特別の体制が必要だと思います。

やはり緊急に保護されて、親から引き離されたばかりの子どもですので、気持ちが不安定で温かい支援が必要なので、ぜひ一人ひとりの子どもの背景や状況に応じた対応ができる、子どもたちが少人数で落ちついた環境で生活できるような一時保護所の施設整備と職員配置の基準を明確にすることが必要だと思います。この設置基準、運営基準をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

まず、児童心理司の配置でございますけれども、現在国から示されているものでは、児童福祉司2人に対して1人ということになっております。それから、先ほどの全体的な人員配置にもよるのですが、いわゆる基準で求められている人数に、どれだけ区で上乗せするかという考え方もございますので、ご指摘があったとおり、まず基準が何人を求めているのかというところから、区としてどこまでできるのかということを考えていきたいと思います。ご指摘のあった児童心理司の充実というの、当然それ相応にそろえなければいけないことですので、進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、一時保護所の運営につきましては、確かに一時保護所のみのものでなくて、たしか国の一時保護ガイドラインというものが、今年の7月に新しく国の局長通知で出ております。そこは、もともとありました児童相談所の運営指針から独立した形で、一時保護に関することは、一通りそちらの局長通知に出てくるような形になっております。

○安藤委員

どんどん状況が変わってくるということなのだと思いますけれども、一時保護所も先ほど言ったように一人ひとりの子どもたちの背景、状況に応じた対応ができるような基準をぜひつくっていただきたいなと思っております。

それと、一時保護所というと、視察先でもありましたけれども、原則として学校に通学できないということですので、教員の配置や分校、分教室の設置をはじめとする小・中学校や高校生に対する教育環境の充実も重要だと思います。その辺をどのように考えているのか伺いたいと思います。

あと、先ほども少しありましたけれども、一時保護所の対象はおおむね2歳から17歳ということですが、足立児童相談所では、都で役割分担をしていて、小学校4年生から18歳までを役割分担してい

るのだという話がありました。都全体でそうした役割分担をしているということでしたけれども、品川区では受け入れの年齢をどのように考えているのか。東京都の児童相談所、または他区の児童相談所との連携した年齢区分も必要になるのかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

2点お尋ねいただきまして、まず、ご指摘がありましたとおり、一時保護期間中であっても、教育の機会というのはできるだけ損なわないようにするのは大事であるということをご指摘のとおりです。他方で、例えば通学の過程で親に会い、子どもに危害が加えられるようなおそれがある場合は、当然外には出せないということになってしまいますので、一時保護所内での学習は、教員免許を持つ者などを配置しないといけないということは、十分認識しております。

ただ、2点目の一時保護所にどういった年齢の子どもが実際に入るのかという点と結びつくのですが、学校の授業のような形で、例えば朝1限から昼の4限までと、明確に全部きっちりと分けるのは、正直なかなか難しいのかなというのは現実にあります。ただ、可能な限り、一時保護所にいる間でも学びということを忘れることがないようにしていく必要があるかと思っております。

○安藤委員

先ほども言いましたように、保護者の意に反して一時保護所に入った子どもに対する親の対応や、あるいは同じ学校の子どもを入れるわけにはいかないという対応があるのです。先ほど質疑の中で、東京都もそういった広域的な連携の協議をしているというお話があったかと思うのです。実際、品川区だけではやはり厳しいと思うのです。協議の内容はどのようなことが話されて、今どのような状況になっているのかということをお伺いしたいというのが1点です。

あと、まとめますけれども、児童相談所の機能の核となる児童福祉司と児童心理司の十分な確保と研修と育成、品川区での採用、現在の職員の都と連携した研修や育成、十分な計画を今からつくる必要があると思います。また、子ども一人ひとりの状況に対応できる一時保護所の設置基準の策定、職員配置も必要だと思います。

冒頭申し上げましたけれども、児童虐待ゼロにするには、児童相談所の開設と同時に、今設置されている区の家庭あんしんセンターや、学校や、すまいるスクールや、保育園・幼稚園、福祉事務所や、民生委員・児童委員など、いろいろな事業との連携も欠かせないと思います。日ごろから気になっている子どもや保護者のこと、一時保護所を出た子どものその後のサポートなど、本当にさまざまな部署や施策との連携の充実、それぞれの施策そのものの充実も地道にこつこつという話もありましたが、必要だと思います。それが児童虐待ゼロに必要なだと思っております。十分な準備と対応が必要だと思います。何がどこまで検討が進められていって具体化されていくのか、全体像とそれぞれ具体的な対応について、各種関係部署との連携を含めて、議会の丁寧な報告をこれからも求めていきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。最後にお伺いします。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

2点お尋ねいただいたと思います。

まず、1点目です。東京都との広域調整の関係でございます。特にテーマとしてやっておりますのは、いわゆる施設入所のルール。それはなぜかという、今は東京都が一括して施設と調整をして、例えばどの児童相談所で扱っていて、どのお子さんをどこの施設に入れる、それから、どこの里親に預かっていただくか調整をしております。仮に練馬区以外の22区全てに児童相談所を設置したとしても、東京都自体も、多摩市、八王子市等に引き続き児童相談所を持っておりまして、社会的養護の児童養護施設

等は、都内各域に散らばっております。区によっては、そういった社会的養護の受け皿が一切ないこともあります。そういったところは、当然自分たちで何かできるまでは、東京都と同じような形で施設と調整をしなければいけないといったときに、結局、相手がいる話になりますので、あまり施設に迷惑をかけるというのも本末転倒な話になります。では、どういった形で東京都と各区で調整しようかというところを議論されていると聞いております。

あとは、先ほど来出ております一時保護所の利用の広域調整という形で議論が進められていると聞いております。一定の方向性が見えたという話はまだ聞いてはいないところです。

2点目は、ご質問というよりご要望というか、当然ご報告は折に触れて必要に応じてさせていただきます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○横山委員

幾つかお伺いしてまいります。まず、足立児童相談所へ前回視察に伺いまして、先ほど松永委員からお話がありましたけれども、視察ですと割と特色のある児童相談所や一時保護所を見せていただくことが多いのですが、今回、昭和の時代に建てられた歴史のある児童相談所を視察させていただいたということで、そこからもすごくいろいろな学びを得させていただいたなと思っています。

建物自体は、例えば品川区もこれからつくっていったときに、年数が経過していくと、やはり時代に合わなくなっていく部分がいろいろと出てくるかと思うのです。先ほどと少し重複する部分もあるのですが、児童相談所は、あまりうきうきした気持ちで行くような場所ではないのかなと思います。例えば時代が経過した後もインテリアや照明や内装など、そういったいろいろな部分で工夫をして、相談しやすいような施設にさせていただけたらいいのかなという感想を、まず最初に述べさせていただけたらと思います。

あと、福岡市についてなのです。福岡市のモデルはすごく特色的なところがあるということで、『児童相談所改革と協働の道のり』という本を読ませていただいたりしたのです。福岡市モデルで、こども総合相談センターえがお館の経緯といったものもその本には書かれているのですけれども、『笑顔になれない』えがお館」というトピックがありまして、立ち上げのところで職員の皆様は本当にご苦労されたようです。そのあたりも視察の中でお話があったのかなと思うのですけれども、負の連鎖みたいなどころから、正のループにどう工夫してやっていかれたのか。年数をかけたり、いろいろな地道なご努力があるかと思うのですけれども、何かポイントとしてこういったところを品川区でも取り入れていけるのかなという部分がありましたら、まず1点お聞かせいただけたらと思います。

そして、2点目なのですけれども、里親制度の推進をすごく頑張っていらっしゃる自治体かなと思っております。特に家族のきずなという考え方なのですけれども、そのあたりも福岡市は特色があるのかなと思いますので、そのご説明もいただけたらと思います。

3点目なのですけれども、こちらは福岡市ということではないのですが、福岡市はインターンなのか、派遣なのかわからないのですが、イギリスの方が滞在されていたことがあるということです。そのイギリスの事例なのですけれども、児童相談所というのは自治体が国に代わって子どもの親代わりになるという考え方なので、議会や議員のその分野への関与が日本は少し弱いのではないかという指摘をそのとき受けたと聞いております。そのあたりの考え方について、親がいない子どもたち、またはなかなか適切な養育が難しい親御さんたちの代わりにお子さんをお預かりしたり、子どもの権利を守っていく。そ

ういうかなめが児童相談所になっていくのかなと思うのですけれども、品川区がどのように子どもたちの親代わりになっていくのかということと、議会としてどういう関与をしていけるのかというのは、私自身も考えていかなければいけないところかなと思っているのですけれども、何か福岡市にお聞きできたり、現在のところでどうお考えなのかということをお聞かせいただけたらと思います。

高知県とはちょうど連携協定もしましたけれども、高知県の場合、知事が重篤な案件については全部報告を受けているということも聞いております。そういった形で児童相談所の職員の方だけに負担や責任がのしかかってしまうような形ではなくて、いろいろななかかわりの中で子どもたちのことを見守っていただけるのかなと考えておりますが、お願いいたします。

最後に、こちらも足立児童相談所の所長がおっしゃっていたことなのです。例えば虐待を受けて育った子どもがそのまま成長して交際すると、そこでDV等が始まり、親になって子どもを産んで虐待ということが出てしまったり、また自分が虐待された両親が弱っていったりする中で、高齢者虐待が始まってしまったりという形で、負のループみたいなものがある。人と人との接触を暴力でしか経験したことがないというときに、それをどこで断ち切るのかというのはすごく大きな課題だということをおっしゃっていて、私も本当にこれをどこで断ち切ったらいいのかということところが、まだ答えを見出せていないところではあるのですけれども、児童相談所が中心なのか、1つの大きなポイントとして考えたときに、品川区全体としてそういったことをどうやって断ち切っていくのか。今現在のお考えと伺いますか、福岡市や熊本市の事例をお伺いする中で、どういった可能性があるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

全部で4点お尋ねいただいたかと思えます。

まず、福岡市の取組みにつきましては、繰り返しにはなるのですけれども、資料にあるとおり、教育委員会の組織が児童相談所に組み込まれて、実際に人もそこにいたり、常勤の弁護士がいたり、限られた時間の中での視察でございましたので、まさに今見えることのやりとりがほとんどになりましたが、そういったところは非常にいいなと正直思ったところです。

それから、里親の話でございます。国としても家庭養護の推進ということで、里親を充実させていこうという話があって、そういったことも必要かなと思う反面、今区内には1つ児童養護施設がございまして、そういった存在そのものを否定することもなかなか難しい。現に子どもを預かっている部分でもありますので、そういったいろいろな関係者と協力しながら、子どもを見守っていただけるいなところなんです。

4点目の負の連鎖をどうやって解消するのが望ましいのかという点についても、非常に大きな課題です。多分ケースによって断ち切れる機会が、多いこともあるでしょうし、あまりないこともあるのかもしれないのですけれども、1つ児童相談所といういわゆる措置権限を持った機関を区が有することによりまして、子どもの安全を確保するために、例えば親子分離をして、そのまま施設入所等ということもございまして、場合によっては親権停止、親権喪失の申し立てをすることも可能にはなるということございまして、そういったものを組み合わせていろいろ考えていかなければいけないのかなと思っております。

それと、お答えが前後してしましますが、児童相談所の役割ということになると、できるだけ児童相談所が忙しくないほうがいい。先ほどご指摘がありました発生予防がきちんとできていれば、児童相談所が絡まないといけないような案件はおのずと減っていくというのが理想かなと思っております。

伝家の宝刀を毎度のように使うというよりは、日常的な子育て支援を通じて、品川区の子どもたちがひどい状況にならないようにしていきたいなと思っております。

○中塚委員長

ほかにございますか。

○高橋（伸）委員

視察のご説明、どうもありがとうございます。これは、熊本市と福岡市ですね。政令指定都市というところで、うまくできるところとできないところがあると思うのです。できるところは、課長を含めた職員の方々が視察に行ったということで、ぜひこれを反映させていただきたいと思っております。

前回の委員会で視察した足立区の児童相談所なのですけれども、今、横山委員からもお話がありましたように、昭和53年にできて老朽化しているという中で、これから仮設を建て、職員の方を含め子どもたちも生活していく中で、その間は職員の方も大変だと思います。

また、それから新しくなって移っていく。それもまた慣れるまで職員の方も子どもたちも一時は大変なのではないのかなということを感じて、先日は視察に行ってきた次第です。

それと、都および特別区の検討会があると思うのです。入所施設、里親、一時保護所に関する広域調整についてです。6月の委員会の際の資料ですと、世田谷区と荒川区と江戸川区の3区がモデル的確認実施区とすることが確認されたということで今進んでいると思うのです。これは、検討会が平成30年5月にあつて、港区、新宿区、荒川区、世田谷区、江戸川区の課長級の方々がこの検討会に参加しているという中で、特に世田谷区は平成32年4月に児童相談所を竣工される。世田谷区は、区の目指す児童相談行政の姿として、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働して行って、「みんなで子どもを守るまち・せたがや」を目指してやっていきますというキャッチフレーズのもとにやっていると思うのです。

品川区としても、来年度から実施設計に入ると思うのですけれども、そういったことを含めて、今の段階でどのようにやっていくか、検討する会議体の話の中で、恐らく区にも話が来ていると思うのです。そのことを含めてご説明いただければと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

ただいまお尋ねのありました件、実は同じようなというか、東京都にはいろいろな形の会議がございます。委員がご指摘になった広域調整の部分は、先行3区プラス中野区、新宿区、港区など幾つか入っているのとは別に、各区が個別に都と協議している場もございます。今、委員からご指摘のありました「みんなで子どもを守るまち・せたがや」というのは、東京都と世田谷区が直接協議する中で、恐らく世田谷区が説明している資料から出てくるもの。多分、東京都からそういうものをちゃんと示せと指示された上で資料を作成されているのだと思います。

ご指摘のありました、今、区にある子ども家庭支援センターと児童相談所は、区が児童相談所を持ったとしても、それをどうするかというのは非常に議論があります。委員からご指摘のありました世田谷区は、児童相談所を設置しても既存の子ども家庭支援センターを残した形で運営する。他方で、そのようにしない、完全に児童相談所に全ての相談を一本化すると言っている区もあると聞いております。正直、そのどちらが正しいかというのはなかなか難しい部分でありまして、扱っているケースの数や、先ほど来お話がありました、どれだけの人員を配置できるのか。ちゃんと振り分けられる人がどれだけ入ってくるかという部分にもかかってくるので、今の時点では、正直私どもとしてもまだ結論は見えていない、ずっと悩んでいるところの1つでございます。

○高橋（伸）委員

ぜひとも来年度の実施設計を含めて調査研究をしていただいで、児童相談所移管に向けて進めていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○中塚委員長

ほかにかがでしようか。

○この委員

先ほどのハード面でもう一点お聞きしたいのですが、一時保護所で足立児童相談所の視察をさせていただいたときに、年齢に応じて、たとえ少数でも、何人か一緒のお部屋よりもプライベートが保てるようなお部屋が必要ではないかと考えますというお話を伺ったと思うのです。私もそれは非常に大事な観点であるかなと思ひます。特に中学生以降は思春期を迎える。男の子も女の子も、そこに行かざるを得ないお子さんだからこそ、普通の家庭はという言い方はすごく語弊がある言い方で大変恐縮なのですが、一般的に中学生になると自分の部屋を持って、兄弟一緒だとしても、プライベートを保てる。そういった生活ができる中学生とは違ひ、集団生活を、しかも親と離れてそういう部屋で行うということを見ると、できるだけその子のプライベートを保った部屋がある一時保護所も必要かなと思ひますが、その点いかがでしようか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

一時保護所の居室につきましては、ご指摘のありましたとおり、個室をベースに考えております。ただ、全部が全部個室にできるかというところ、例えば2人部屋を設ける必要はあろうかと思ひています。特にお年ごろの子どもとの観点というのもあります。場合によっては、性的虐待を受けた子どもが安心して1人で寝られる場所、誰もいないでちゃんと1人でベッドで寝られる環境をつくることも必要だと思ひています。男児・女児問わず、基本個室、場合によっては2人部屋もあろうかなというところを考えておりますが、委員ご指摘のとおりでございます。

○この委員

そのようにお考えであるということをお聞きいたしましたので、ぜひお願いしたいと思ひます。

もう一つ、ぜひご紹介いただきたいのですが、先ほどほかの委員からでも話がありましたが、まずは未然に防ぐ。そのためには発生予防が大事だというお話がありました。私もそれは大事だと思ひますし、品川区としては、これまでいろいろな他課との連携も含めて、私は発生予防をしていらっしやると思ひております。

その中で、例えばすくすく赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診で訪問ができなかったところ、あるいは会えなかったところ、次に行くところと乳幼児健診で未受診だったお子さんがどうなっているのか。あるいは4カ月、1歳6カ月健診未受診のお子さん、こうした年齢に応じて健診を受けていくわけですけれども、それが未受診だったときに、例えば保育園、幼稚園に通ってれば所在が明らかなので、そこと連携すれば所在も安否確認もできる。ただ、どこにも所属しない、幼児クラブにも行っていない、いわゆる在宅子育てをしている家庭が一番リスクが高いのではないかなと思ひますが、そうしたところに対しても、例えば民生委員や児童委員、保健所、子育て育成課が連携をしてやっていると理解しております。

平成29年度では、かなりの成果も上げていると承知をしておりますが、その辺をご紹介いただければと思ひますが、いかがでしようか。

○高山子ども育成課長

今、委員からご紹介いただいた、いわゆる居所不明児童の関連かと思ひます。健診未受診であります

とか、学齢期になりましても入学の形跡がないなど、さまざま生存を十分確認できないケースについては、委員ご案内のとおり、地域の民生委員との協力や、あるいは入管を通じた出入国の確認、それから、教育委員会への照会等々で、さまざま区として福祉、保健衛生、戸籍、住居も含めた総合的な住民記録を照会する中で、こういったものを確認するべく、年間を通じて確認作業を続けているところでございます。

その中でも、やはりコミュニティーケアという視点なのだろうと思います。地域で地域の子どもたちを見守る、福祉的な視点で子どもたちのケアをしていく。そのようなことができるのが区で児童相談所を設置する最大のメリットだと思いますので、そうした既存の児童福祉の部門と、新たに迎え入れる児童相談所の機能をしっかりと融合させて、このことを受けとめてまいりたいと感じています。

○こんの委員

少しご紹介がなかったのですが、お聞きしますところ、夜の時間帯に訪問する。それは、民生委員や児童委員が代わって、職員の時間外のところをカバーしてやってくさっているということも聞き及んでおります。こうした体制は非常にありがたいところでありますので、そこでもやはりリスクがあるなというところを、今度できる児童相談所がカバーしていくということになると思います。どうかこれからもその辺の連携もしていただきながら、児童相談所の役割もぜひお願いしたいと思います。要望で終わります。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

2 その他

○中塚委員長

次に、予定表2のその他を行います。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ないようですので、以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

なお、次回の委員会では、ICTなどの活用に関することについて、今後の議論の基礎とするため視察を行う予定でございます。視察先は現在調整中でございますが、各委員におきましては、よろしくお願いたします。

これもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午後2時23分閉会